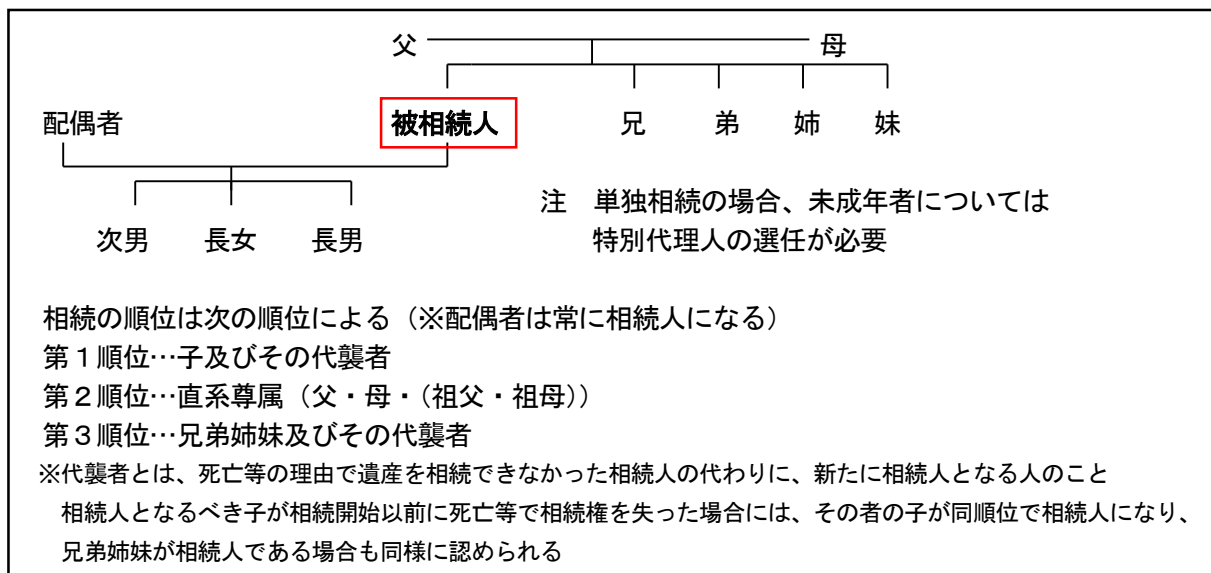


《相続（所有者の死亡）による登録》

「所有者」が死亡した場合は、相続による移転登録申請をしてください



1. 相続手続きの注意事項

- (1) 単独相続にするか、共同相続にするか確かめること
※単独相続とは、遺産分割協議書等によって相続人のうち一人が相続すること
※共同相続とは、相続人全員が共同で相続すること
例：相続人に未成年者が含まれている場合に、親と子が共同で相続する場合
- (2) 相続の順位により、相続人を確かめること
- (3) 相続人に未成年者が含まれているか否かを確かめること（親権者の代理行為）
- (4) 未成年者の親権を行使する際、利益相反行為となるときは、特別代理人の選任が必要（特別代理人の選任については、家庭裁判所に確認してください）
- (5) 被相続人が外国籍であるか確かめること（相続方法が被相続人の本国法に基づくため）

2. 登録手続きに必要な書類

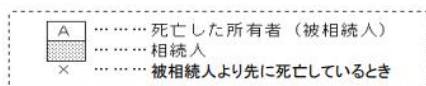
- (1) OCR申請書（1号様式）
- (2) 手数料納付書＋500円印紙
- (3) 自動車検査証（有効期間のあるもの）
- (4) 遺産分割協議書等…相続人全員の実印を押印したもの（共同相続の場合不要）
- (5) 戸籍謄本又は戸籍の全部事項証明書、改製原戸籍等、被相続人の死亡の確認ができ、且つ、相続人全員の関係が全て証明できるもの、又は、法務局が発行する法定相続情報証明書
※（4）と（5）は、原本と写しをそれぞれ提出し、原本確認できれば、原本返却可能
- (6) 新所有者（＝自動車を相続する人）の印鑑証明書（発行後3ヶ月以内のもの）
- (7) 新所有者（＝自動車を相続する人）の実印（または実印押印の委任状）
- (8) 自動車保管場所証明書（発行後40日以内のもの）
※自動車検査証の使用の本拠の位置と新使用者の住所が同じ場合は不要
- (9) 新所有者と新使用者が異なる場合、上記書類に加えて新使用者の住所を証する住民票又は登記事項証明書等（発行後3ヶ月以内のもの、写しでも可能）
- (10) 当該自動車（ナンバーが変わる場合）

裏面へ続く

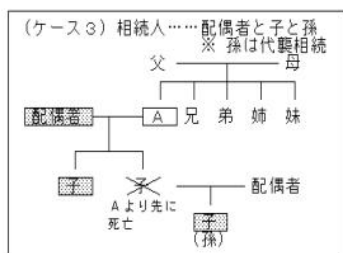
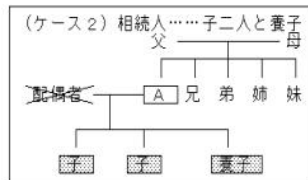
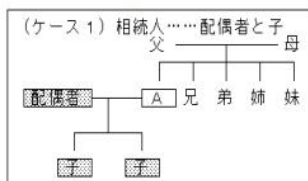
3. 共同相続・遺言書・相続放棄等の場合

- (1) 共同相続（相続人に未成年者がいる場合）、遺言書（公正証書によるもの、又は、家庭裁判所による検認済みのもの）、遺産分割に関する調停調書・審判書等がある場合、被相続人が外国籍の場合は別途お問い合わせください
- (2) 相続を放棄している人がいる場合は、家庭裁判所の「相続放棄申述受理証明書」の原本と写しが必要
- (3) 相続自動車の査定価格が100万円以下の場合は「遺産分割協議成立申立書」の申請も可能
※申請人である相続人が、相続する自動車の価格が100万円以下であることを確認できる査定証書又は査定価格を確認できる資料の写し等を添付した場合に限る

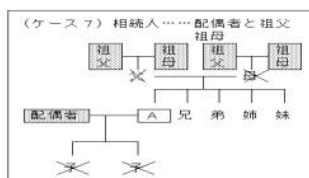
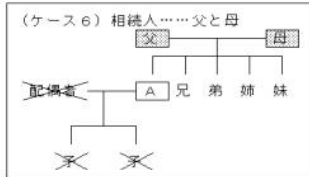
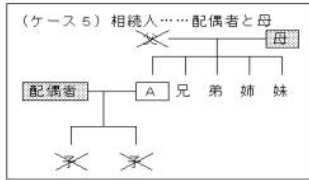
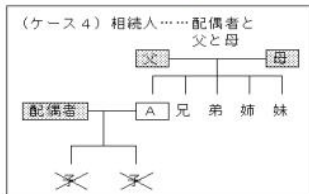
【参考】ケース別相続人の範囲



（第1順位の相続）



（第2順位の相続）



（第3順位の相続）

